

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年2月15日 午前10時頃

2 事故発生の場所

つくば市東二丁目13番地

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

介護認定調査のため、駐車場に公用車を駐車しようとして後退させた際にフェンスに接触し、損傷させたもの

5 損害賠償額

金30,000円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金30,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。